

憲法改正の正当性と手続について十分かつ慎重な議論を求める意見書

現行の「日本国憲法」は、日本の恒久の平和を念願して制定された、戦後 81 年目の今日にまで及ぶ我が国の徹底した平和主義の基盤となるものである。

しかし、昨今の憲法改正の動きは、議論が十分とは言えず、市民生活の実態及び地方公共団体が目指す平和都市の理念との大きな乖離も指摘されている。よって当市議会は、以下の事項を国に求める。

- 1 立憲主義の精神に基づき、憲法の三原則である国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の原則を堅持するとともに、これらの三原則と矛盾しない改憲議論を行うこと。
- 2 日本国憲法の改正手続に関する法律に対し「最低投票率の定め」と「インターネットのCMや資金について規制する内容」の導入を検討すること。
- 3 改憲議論に当たって、徹底的な熟議及び国民への公正かつ丁寧な説明を行うこと。国民の深い理解が行き渡らず合意が得られていない状況において、拙速な改憲発議を行わないこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 8 年 9 月 25 日

大 和 市 議 会